

地方創生関連交付金について

	事業 実施年度	交付決定日	計画 事業数	事業費 (一般財源含む)	交付決定額
地方創生先行型 (基礎交付分)	H27	H27. 3. 24	7	91,582 千円	50,567 千円
地方創生先行型 (上乗せ交付分) タイプ I	*****	*****	***	*****	*****
地方創生先行型 (上乗せ交付分) タイプ II	H27	H27. 11. 10	3	11,000 千円	10,000 千円
地方創生加速化交付金 (市単独)	H28	H28. 3. 29	2	52,856 千円	52,056 千円
地方創生推進交付金 (市単独)	H28~R2	H28. 8. 30	1	8,300 千円	4,150 千円
		H29. 4. 1 H29. 5. 31 H29. 11. 7		162,924 千円	81,462 千円
		H30. 4. 1		129,316 千円	64,658 千円
		H31. 4. 1		81,294 千円	40,647 千円

<備考>

共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・地方版総合戦略に位置付けられた事業が対象 ・事業ごとに、K P I (重要業績評価指標) の設定、P D C A サイクルの整備、事後の効果検証及び結果の公表、国への報告が必要
地方創生先行型 (基礎交付分)	【交付限度額】 各市町村に配分あり ※地方版総合戦略策定経費相当分として1市町村 1,000 万円 ※人口や財政力指数等に配慮
地方創生先行型 (上乗せ交付分) タイプ I	【交付限度額】 1市町村あたり 3,000~5,000 万円程度 【申請事業数】 原則2事業まで (先駆的事业)
地方創生先行型 (上乗せ交付分) タイプ II	【交付限度額】 1市町村あたり 1,000 万円程度 ※平成 27 年 10 月 30 日までに、地方版総合戦略の策定が必要
地方創生加速化交付金	【交付限度額】 1市町村あたり 4,000~8,000 万円程度 【申請事業数】 市単独は2事業まで (広域連携は制限なし)
地方創生推進交付金	【交付限度額】 ①先駆タイプ: 2億円 (H28 は1億円) (1事業あたり) ②横展開タイプ: 7,000 万円 (H29 は5,000 万円) 【補助率】 1/2 【申請事業数】 当初: 2事業まで (広域連携を含む場合は3事業) (①~③の合計) 改訂: 3事業まで (広域連携を含む場合は4事業) ※地域再生計画 (~5か年度まで) の認定が必要